

国家による盗聴がいよいよ現実のものになりつつありますが、どんなことがおきるのでしょうか。

盗聴法(組織的犯罪対策法)の主眼は、オウム事件や一連の銃器犯罪、企業テロなどの増加に対応するため、組織的犯罪に対する重罰化、盗聴捜査の合法化、マネーロンダリング規制の強化、承認保護のための弁護活動の制限などをねらいとして提出されたことになっています。この法案を巡ってはすでに日弁連が5月の総会で反対する決議を採択しています。また法曹界のみならず新聞やテレビなどを始めとするマスコミの取り上げ方も圧倒的に反対の立場をとるものです。ではなぜ政府与党はそのような国民の多数感情を無視してまでも、この法案を強硬に成立させようとしているのでしょうか。この法案の問題点は数多くありますが(詳しくは本誌7月号本コーナーを参照)、見誤ってはならないのは、電話やファックス、電子メールをはじめとするコンピュータ通信などの私的通信にたいして国家権力が法律の裏付けを持って盗聴することが可能になる本当の意味です。つまりこの法案が成立すれば、人間同士のコミュニケーションの

基本である「私的会話」が誰かに盗聴されるかもしれないという意識を前提として交わされることになるのです。まさに国民全体を相互不信に陥らせ、相互監視体制を造り上げるようなものです。また今の体制や社会的公正に批判的な人たちの組織や、各種の市民運動団体や政治団体、労働団体の解体もターゲットとしていることは、この法案がまだ発生していない犯罪についての盗聴も可能にしている点や、法案の性質上令状の当事者への事前提示や令状執行への立ち会いも不可能であることから明らかです。また、令状の発行に際しても、日本の裁判所の令状却下率が0.1%以下という極めて低い現実を考えると、裁判所がいきすぎた盗聴の歯止めになる可能性は殆ど期待できません。また法案では盗聴の対象となる罪種に逮捕監禁・強要・信用毀損及び業務妨害・建造物等損壊罪などを含んでいます。労働組合や市民団体の交渉や活動に強要や監禁罪が適用された例は過去にもありません。「組織」の定義を「指揮命令に基づき、あらかじめ定められた任務の分担に従って構成員が一体となって行動する人の結合体」となっていますが、これに組合や市民

団体が含まれる可能性があることは明らかです。

欧米社会ではすでに国家による盗聴が行われていますね。

法務省は盗聴法は組織犯罪を取り締まるという「国際的な要請」に基づいていることも強調しています。しかしどのような国際機関から「要請」があったのか、全く明らかにされていません。たしかに1988年のトロント・サミットで麻薬追放とマネーロンダリング(資金洗浄)についての政治宣言が発せられて以来、毎年サミットで、それに関連する声明が発表されていることは事実です。しかし89年のアルシエ・サミットでの国際的なマネーロンダリング行為を監視するための金融活動作業部会の設置、94年のナポリ・サミットでの薬物取引や重大犯罪からの収益の洗浄を防止するための合意などからみても明らかのように、いま国際社会では国際的な犯罪組織によるマネーロンダリング規制が急務の課題となっているのです。今回の盗聴法がこれらの要請とは根本的に趣意が異なることは明らかです。

アメリカを始め、イギリス、ドイツ、フランス

カナダ、イタリアなど主要先進国では通信傍受の法律が整備されていますが、これらの国の盗聴法は日本のそれと比較しても盗聴の対象犯罪を限定し、犯罪の嫌疑については逮捕の要件である「相当の理由」よりも厳格な「十分な理由」を必要としています。また、盗聴の期間やその実施についても厳格な要件を定めています。(アメリカ連邦法) そもそも盗聴の法制度をもつ国々の殆どは、法制度が出来た途から国家権力や司法当局が盗聴を活用してきた経緯があります。しかし近現代におけるプライバシーや人権意識の高まりに後押しされる形で盗聴規制の法制度が作られたのです。つまり日本のように「盗聴」を認可する法律ではなく、「規制」する法律なのです。

盗聴法でどんなことが起るのか。

通信傍受が合法化されれば凶悪・組織犯罪が減少するというのも疑わしいことです。

盗聴法が成立すれば犯罪組織は当然それに対抗するための秘話装置や暗号を駆使するようになります。盗聴先進国であるアメリカを例にとっても、犯罪組織の通信手段の巧妙さによって、捜査当局が盗聴だけでなく、「暗号規制の

必要性を唱えています。つまり盗聴さえできれば犯罪の特定ができるわけではないのです。

また盗聴が重大犯罪の未然の防止にとどまらず、政治権力と結びついて様々に利用されることは、ニクソン大統領を辞任に追い込んだウォーターゲート事件でも明らかです。

先述のアメリカでの「暗号規制」でも、その背景には暗号技術の開発を巡って軍と、それを後押しする軍需産業が深く関与しており、むしろ犯罪防止目的よりも軍事的、公安目的や軍需産業の利益目的が複雑に絡み合ったものなのです。権力機構にとって、すべての情報を収奪すること自体が国民への体制維持イデオロギーの注入そのものであることに注意を向けなければなりません。「盗聴法」はたんなる「出歯亀法」とどまるものではないのです。

そもそも日本は欧米と比較して凶悪犯罪の発生率が極端に低く、また警察権力に対して第3者による様々な監視機構を備えている外国と比較しても、日本の警察が大きな権限を有していることや、その活動が秘密的であることは周知の事実です。今回の盗聴法はそのような警察に対して、更に市民の生活に直接介入で

きるような権限を与えようとするものです。

日本では憲法21条で通信の秘密を無条件に保障していますし、刑事訴訟法でも盗聴令状を認めていません。これは戦前戦中、猛威を振るった治安維持法や特高(特別高等警察)の反省の上に立つたものです。つまり盗聴にたいする国民の根強い抵抗感情は、国内のみならず近隣諸国に対しておおくの犠牲を強いた戦争の反省に基づいた憲法の精神によって、私たち自身が定着させ、創り上げてきたものなのです。いまこそ憲法の精神を遵守し、再び国家権力による管理社会の再来を防ぐための広範な反対運動が求められているのではないのでしょうか。